三和協働支援センター　協働のまちづくり事業実施要領

１．目的

この実施要領は，三和協働支援センター（以下「センター」という。）において，神石高原町人と自然が輝くまちづくり条例にもとづき，地区内の団体等が自ら行うまちづくり，人づくりに資する事業に対して助成金を交付することについて，必要な事項を定めるものとする。

２．審査会

１　協働のまちづくり事業実施にあたり，三和協働支援センター審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

２　審査会の構成員は三和地区の自治振興会長，三和協働支援センター長，の計９名とし，会長１名，副会長１名を互選により選出し，任期は当該会計年度とする。

３　会長は会務を総理し，審査会を代表する。副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるときは，その職務を代理する。

４　審査会は，構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。審査の可否は，出席者の過半数で決し，可否同数のときは会長の決するところによる。

３．助成対象者

助成金の交付の対象者については，次のものとする。

①　地区内の公共的団体（自治振興会を含む）

②　地区内で活動を行う任意団体，組織

③　その他審査会が必要と認める団体

４．助成対象事業

①　地域コミュニティ育成事業（ソフト事業）

〇地域ビジョン，ガイドマップ作成

〇伝統・文化継承活動

〇地域イベント

〇地域づくり等の研修会・学習会　　など

②　地域資源活用事業（ハード事業）

〇　公園の整備

〇　文化財，史跡等の保存，活用に係る整備

〇　空き家の再生　　など

③　防犯景観対策事業（ハード事業）

〇　地域ぐるみでおこなう街路灯

〇　環境に配慮したライトアップ

〇　防犯灯の設置，取替　　など

④　その他特に必要と認められる事業

対象とならない事業

１　専ら営利を目的とする事業

２　宗教的又は政治的宣伝意図を有する事業

３　公序良俗に反する事業

４　他に直接，補助金，助成金を受け，又は受けようとしている事業若しくは，それらを受けて１０年を経過しない防犯灯の取替え事業

５　行政財産に係る事業

６　国又は地方公共団体との共催又は委託を受けて行う事業

７　集会所の増改築・修繕など工事を伴う事業

５．助成金対象経費

１　事業実施に係る経費とする。

ただし，次に掲げるものは不可とする。

〇食糧費

〇実施主体の人件費，費用弁償，報酬等

（但しふるさとフェアの事務手当を除く）

６．助成対象事業費及び助成金の額

１　助成金額は次のとおりとする。

①　各自治振興会，各種団体が事業主体となる場合

対象事業費の８割以内（千円未満切捨て）

②　防犯灯設置，取替については，１ 基あたりの助成金対象経費の上限を別表１のとおりとする。

２　助成対象期間は，１事業あたり１年以内とする。

但し，特に必要と認められる場合は継続も可とする。

３ １件あたりの助成限度額は２００万円とする。

７．助成金交付申請

１　助成を希望する団体は，助成金交付申請書（様式第１号）に次の書類を添付し，審査会へ提出するものとする。

①　事業計画及び収支予算等関係書類

②　２社以上の見積書（100 万円を超える請負，物品購入等の場合）

③　団体の規約又は定款，及び団体の構成員名簿

④　各種許可書（施設使用許可，占用許可，使用貸借契約など）

⑤　その他説明書類

設計図，カタログ，現況写真，所有者の同意など

８．審査及び助成金の交付

１　申請のあった事業は，審査会が審査する。

２　助成金の決定にかかる審査の基準は次に掲げるものを基本とする。

① 地域の特性を活かしたもの

② 地域の活性化に資するもの

③ 地域のイメージアップに貢献するもの

④ 事業効果が見込めるもの

⑤ 人材の育成が図れるもの

⑥ 地域や町全体への波及効果が期待できるもの

⑦ 社会的相当性があるもの

３　助成金の交付決定（様式第２号）は，審査会の審査結果について，申請団体に通知する。また，「公平性」・「透明性」を高めるため，審査結果については公表できるものとする。

４　助成金交付決定後において，事業内容や予算等を変更するときは，事前に助成金交付変更申請書に必要書類を添えて，承認を受けなければならない。だたし，軽微な変更（１０％以内の減額）については，この限りではない。

５　交付決定額の５０％以内で助成金の前払いを可能とし，請求する場合は，審査会に提出するものとする。（様式第３号）

①　助成金概算払請求書（千円未満切り捨て）

②　前払いが必要であることの分かる資料

９．助成金の返還

１　次のいずれかに該当するときは交付決定を取り消し，助成金を返還するものとする。

①　偽りその他不正な手段で助成金の交付を受けた場合

②　助成金をその交付の目的以外に使用した場合

③　対象となる団体の要件がなくなった場合
④　助成金の対象となった事業を実施しなかった場合
⑤　助成事業の対象となった事業で助成が必要でなくなった場合

１０．事業完了・事業実績報告

１　事業は，当該年度の３月末までに完了するものとする。
２　助成金の交付を受けた団体は，助成金実績報告書（様式第４号）に次の書類を添付し，事業完了後３０日又は翌年度４月末までに審査会に報告するものとする。
①　事業実績及び収支決算等関係書類
②　納品書（物品購入の場合），請求書又は領収書の写し
（請求書の場合は，支払後領収書を提出）
③　事業を実施したことの確認ができる写真，図面などの資料
３　助成金の交付を受けた団体は，関係書類を整備し５年間備え付けるものとし，事業実施以降，要請があれば事例発表等を行うものとする。

１１．個人情報の取り扱い

１　申請者は，申請書および添付した資料に記載されている事項が，助成金の支給対象者の選考等，必要な範囲で，審査会委員，三和協働支援センターが取得・利用すること，また，支給が決定した場合は，氏名，所属，名称，テーマ等の情報が，マスコミ等一般に公開されることについて同意のうえ，応募するものとする。

１２．その他

１　この要領に定めるもののほか，この要領の施行に関し必要な事項は，審査会が別に定める。

附　則　この要綱は，平成２８年５月１３日から施行する。
附　則　平成３０年７月１３日一部改正
附　則　平成３０年１１月１５日一部改正

別表１

防犯灯設置の補助基準

（防犯灯１基にかかる事業費のうち補助対象経費の上限額）

	① 防犯灯	② LED 防犯灯
取替	21,000 円	26,000 円
共架	25,000 円	30,000 円
建柱	58,000 円	63,000 円

防犯灯設置事業に対する補助金額は事業費の８割以内。ただし，防犯灯１基にかかる設置事業費が表１の上限額を超える場合については［(上限額）×（補助率）=（補助金額)］とする。

※LED 防犯灯設置の場合は（別表１）②LED 防犯灯の上限額，通常の防犯灯の場合はこれまでどおり（別表１）①防犯灯の上限額を適用する。